

川崎市立井田病院研修管理委員会要綱

平成19年 4月 1日

19川井病庶第291号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における医師の臨床研修（以下「研修」という。）を適正に実施することを目的として設置する川崎市立井田病院研修管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修プログラムの全体的な調整及び管理
- (2) 研修医の募集
- (3) 採用時における研修希望者の評価
- (4) 研修医の管理
- (5) 研修医の研修状況の評価
- (6) 研修医の臨床研修の修了認定
- (7) 研修後及び研修中断後の進路相談等の支援
- (8) 指導医に関する評価及び記録
- (9) 院内カンファレンスの実施
- (10) 研修資料及び教育教材の管理
- (11) 指導医研修の実施
- (12) 後期研修に関する検討
- (13) 学生実習に関する検討
- (14) その他研修に必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、本院の院長（以下「院長」という。）が指名する委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(議事録の保管)

第6条 委員会の議事録は、これを3年間保管しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 川崎市立井田病院臨床研修委員会要綱（平成15年1月8日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。